

事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について

三島小学校で発生した事故に係る損害賠償の額を下記のとおり決定し、和解したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定により、議会の議決を求める。

記

1 事故の概要

平成 28 年 11 月 21 日、午前 11 時頃、三島小学校で発生した事故。

アルコールランプを使用した理科の実験中、児童が机の天板に手をかけ倒れた際に、当該児童の上に落下したアルコールランプの火により、右頬、右肩等を火傷したもの。

2 和解の相手方

個人（君津市在住）

3 和解の内容

(1) 君津市は、本件事故に関する損害賠償金として、相手方に対し、独立行政法人日本スポーツ振興センターが相手方に給付する 179,527 円のほか、4,150,958 円を支払う。

(2) 君津市と相手方は、本件に関し、和解条項に定めるもののほか何らの債権債務のないことを相互に確認するとともに、今後、一切異議、請求の申立てを行わない。

平成 30 年 6 月 8 日提出

君津市長 鈴木 洋 邦